



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 消費者教育の推進に関する法律の施行期日を定める政令(二九〇)
- 消費者教育推進会議令(二九一)
- 消費者庁組織令の一部を改正する政令(二九二)
- 消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二九三)
- 道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令(二九四)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九五)
- 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二九六)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(二九七)
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(二九八)

〔府 令〕

- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府七六)

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
- 〔政治資金適正化委七三〕
- 日本国に帰化を許可する件
- 〔法務五一四〕
- 文部科学省所管の補助金等に関する事務を北海道教育委員会等が行うこととなった件の一部を改正する件
- 〔文科科学一六九〕
- 生産情報公表加工食品の日本農林規格を確認する件〔農林水産二五六六〕
- 都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件
- 〔国土交通一四三九〕
- 土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更を認可した件
- 〔同一四四〇〕
- 自動車登録原簿の一部が滅失した等の件(同一四四一)
- 船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件
- 〔同一四四二〜一四四五〕
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件(同一四四六)

〔人事異動〕

- 内閣 内閣府 法務省 外務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

- 刑事補償法による補償決定の公示(名古屋地方裁判所)
- 労 働
- 最低賃金の改正決定に関する公示(福島労働局最低賃金公示三〇六)

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

- 製造たばこ小売定価、金融商品取引業者営業保証金取戻し、金融商品取引業者に対する行政処分関係裁判所
- 相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
- 特殊法人等
- 厚生年金基金変更関係
- 会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇消費者教育の推進に関する法律の施行期日を定める政令(政令第二九〇号)(消費者庁)  
消費者教育の推進に関する法律(平成二十四年法律第六一号)の施行期日は、平成二十四年一月三日とすることとした。

◇消費者教育推進会議令(政令第二九一号)(消費者庁)

1 組織

消費者教育推進会議(以下「会議」という)は委員二〇人以内で組織することとし、会議に、専門委員を置くことができることとした。

2 専門委員の任命

専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。

3 委員の任期等

委員の任期は、二年とすることとし、委員及び専門委員は、非常勤とすることとした。

4 会長

会議に、会長を置き、委員の互選により選任することとし、会長の事務、職務代理について定めるものとする。こととした。

5 幹事

会議に、幹事を置くこととした。

6 議事

会議の定足数、議決方法について定めることとした。

7 資料の提出等の要求

会議は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとした。

8 庶務

会議の庶務は、消費者庁消費生活情報課において処理することとした。

六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定する地中海海域をいう。

七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域をいう。

八 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。

九 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する乙海域をいう。

(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正)

第二条 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)の一部を次のように改正する。

第三条 第一項を削り、同条第二項中「前項に掲げる」を削り、「令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十一号。以下「令」という。)」に改め、同項の表を次のように改める。

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 令別表第三第二号 上欄に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち令別表第二の二に規定する海洋施設等周辺海域(以下単に「海洋施設等周辺海域」という。)以外の海域	当該船舶の航行中に排出すること。
二 令別表第三第三号 上欄に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。
三 令別表第三第四号 上欄に掲げる廃棄物	排出海域は、限定しない。	排出方法は、限定しない。
四 令別表第三第六号 上欄に掲げる廃棄物	全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	当該船舶の航行中に排出すること。
五 令別表第三第七号 上欄に掲げる廃棄物	全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	排出方法は、限定しない。
六 令別表第三第八号 上欄に掲げる廃棄物	排出海域は、限定しない。	排出方法は、限定しない。

第三条 第二項を同条とする。  
(国土交通省組織令の一部改正)

第三条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第七号、第四百九十九条第六号及び第五百十号第三号中「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を「揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標」に改める。

(標準的な官職を定める政令の一部改正)

第四条 標準的な官職を定める政令(平成二十一年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

本則の表二十五の項中「原動機取扱手引書の承認」の下に、「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認」を加える。

附則

(施行期日)

- この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。
- この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣 樽床 伸二  
国土交通大臣 羽田雄一郎  
環境大臣 長浜 博行  
内閣総理大臣 野田 佳彦

御名 御璽

平成二十四年十二月十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百九十八号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成十三年政令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「起算して十五年」を「平成三十九年三月三十一日まで」に改める。

附則  
この政令は、公布の日から施行する。  
環境大臣 長浜 博行  
内閣総理大臣 野田 佳彦

府

令

○内閣府令第七十六号

内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)第三十八條第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十二月十二日  
沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令  
内閣総理大臣 野田 佳彦

沖繩総合事務局組織規則(平成十三年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。  
第八十六条第三号及び第九十条第一項第二号中「原動機取扱手引書の承認」の下に、「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認」を加える。

附則

この府令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十九号)の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。